

和泉市紙おむつ用有料指定袋助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成27年10月1日より実施する、家庭系日常（可燃）ごみの有料化にあたり、紙おむつ使用者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋（以下「指定袋」という。）を無料で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 無料で交付する指定袋の交付対象者は、本市に住民基本台帳登録がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。

- (1) 2歳未満の乳幼児
- (2) 和泉市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者
- (3) 和泉市日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づく紙おむつの給付を受けている者
- (4) 生活保護受給者のうち、紙おむつ代の支給を受けている者（在宅世帯に限る。）

(交付枚数及び助成金の額)

第3条 前条の対象世帯に対しては、20リットルの指定袋（以下「20リットル袋」という。）を無料で交付する。

2 前項の規定する20リットル袋の交付の枚数は、次の各号に掲げる対象世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる者の属する世帯 当該者1人につき、240枚とする。
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる者の属する世帯 当該者1人につき、紙おむつの給付又は紙おむつ代の支給を受けた月数に1か月当たり20枚を乗じて得た枚数とする。

3 他市町村から転入してきた2歳未満の乳幼児については、転入届出した日から2歳未満までの月数に1か月当たり10枚を乗じて得た枚数とする。

4 平成25年10月1日から平成27年9月30日の間に生まれた者については、別表のとおりとする。

5 無料で交付をした後において対象世帯でなくなった場合であっても、既に交付をした20リットル袋の返還は求めないものとする。ただし、偽りその他不正な手段により前条各号に掲げる者となっていたことが判明した場合は、この限りで

ない。

6 助成金の額は、20リットル袋10枚につき、200円とする。

(交付方法)

第4条 指定袋の交付は、対象世帯に対し、和泉市紙おむつ用指定袋無料引換券(以下「引換券」という。)を交付することにより行うものとする。

2 引換券の交付を受けた対象世帯は、当該交付を受けた引換券を和泉市家庭系日常(可燃)ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所(以下「取扱所」という。)に提出し、指定された枚数の20リットル袋の交付を受けるものとする。

(交付申請等)

第5条 指定袋の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる申請区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号に掲げる者の属する世帯においては、出生届または転入届の提出をもって、申請とみなす。

(2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者の属する世帯においては、紙おむつ給付事業への支給決定をもって、申請とみなす。

(3) 第2条第4号に掲げる者の属する世帯においては、紙おむつ代の支給申請を受け、審査し、適当と認められたことをもって、申請とみなす。

2 市長は、前項に基づく申請があったときは、交付の適否を審査し、適当と認められた場合は交付を決定するものとする。

(助成金の支払方法)

第6条 市長は、第4条の規定に基づき、交付対象者より提出のあった引換券に対し指定袋の交付を行っていることから、助成金は取扱所に支払うものとする。

2 取扱所は、交付対象者より提出のあった引換券及び請求書を、市が指定する期日までに提出するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき提出のあった引換券及び請求書の内容を精査し、適正と認めた場合は、取扱所に対し助成金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

2 市長は、施行日前においても新要綱に規定する事務に必要な行為を行うことができる。

附 則

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

生まれた日	交付枚数
平成25年10月1日～平成25年10月31日	10枚
平成25年11月1日～平成25年11月30日	10枚
平成25年12月1日～平成25年12月31日	20枚
平成26年1月1日～平成26年1月31日	30枚
平成26年2月1日～平成26年2月28日	40枚
平成26年3月1日～平成26年3月31日	50枚
平成26年4月1日～平成26年4月30日	60枚
平成26年5月1日～平成26年5月31日	70枚
平成26年6月1日～平成26年6月30日	80枚
平成26年7月1日～平成26年7月31日	90枚
平成26年8月1日～平成26年8月31日	100枚
平成26年9月1日～平成26年9月30日	110枚
平成26年10月1日～平成26年10月31日	120枚
平成26年11月1日～平成26年11月30日	130枚
平成26年12月1日～平成26年12月31日	140枚
平成27年1月1日～平成27年1月31日	150枚
平成27年2月1日～平成27年2月28日	160枚
平成27年3月1日～平成27年3月31日	170枚
平成27年4月1日～平成27年4月30日	180枚
平成27年5月1日～平成27年5月31日	190枚
平成27年6月1日～平成27年6月30日	200枚
平成27年7月1日～平成27年7月31日	210枚
平成27年8月1日～平成27年8月31日	220枚
平成27年9月1日～平成27年9月30日	230枚

※平成27年10月1日を基準として、平成27年9月生まれを230枚とし、順に遡っていくと、平成25年10月生まれが0枚となりますが、2歳未満（平成

25年10月3日から平成25年10月31日まで)の対象者がおられますので、
救済措置として10枚を追加しています。